



指定割引店利用助成金「Q&A」(会員用)

□サービスに関すること

Q1: 会員証を提示することで受けられる指定割引店サービスも併用して受けられますか？

A1: 指定割引店舗・提携施設での各種サービスは、併用して通常どおり受けられます。来店時に会員証を提示し、お店の方にサービスの確認をしてください。

Q2: 各種ツアー等の会員特別価格利用との併用はできますか？

A2: できます。(ただし、1回 1,000 円以上で1スタンプ)(※「新型コロナ対策推進宣言の店」の場合は2スタンプ)

Q3: 割引前、割引後のどちらの金額が対象となりますか？

A3: 割引前の金額が 1,000 円以上の場合が対象となります。

Q4: 温泉券などは使えるか？使える場合は割引券の金額で 1,000 円以上が対象となるのか？

A4: 温泉券等のご利用もスタンプ押印の対象となります。温泉回数券等を含め、正規の金額が 1,000 円以上であれば対象となります。

Q5: 市町村のプレミアム商品券、サービス券等を利用しても対象となりますか？

A5: 対象となります。

Q6: 病院も協力店になっているが、診察に行った場合でもスタンプ対象となりますか？

A6: 割引対象となっている人間ドック等の利用のみ対象となります。ドック以外の通常の受診や手術等は対象となりません。

Q7: 助成金の申請方法について。会員ごと 20 スタンプ貯まる時期がまちまちだが、事業所でまとめて申請した方がよいのか？

A7: お 1 人ずつの申請もできますが、可能な限りまとめていただければありがたいです。(例えば、月ごとまとめて申請いただくなど)

□スタンプカード(スタンプ押印)に関すること

Q8: スタンプカードはどこにありますか？

A8: 共済会だより(4月号)に差し込まれているチラシをコピーしてお使いください。またホームページからダウンロードもできます。ダウンロードできない場合は共済会事務局(0265-52-6566)までご連絡ください。

Q9: 会員が複数でお店を利用して、会計時に代表者がまとめて支払った場合のスタンプはどうなりますか？

A9: 代表者が全額(1,000 円以上)を支払われた場合は、代表者のスタンプカードに押印となります。ただし割り勘等で会計を分けられて1人 1,000 円以上の支払いとなった場合は、それぞれのスタンプカードに押印してもらうことができます。その旨をお店の方にお伝えください。

Q10: 夫婦ともに会員の場合で、一緒に買い物をしてどちらかが 2,000 円以上の支払いをした場合は、夫婦それぞれのスタンプカードは押印してもらえますか？

A10: あくまでも、来店1回に1スタンプ(1会計 1,000 円以上支払)という条件なので、夫婦どちらかのスタンプカードに押印となります。ただし、会計を別々にすることでそれぞれへスタンプ押印ができます。その場合、それぞれ 1,000 円以上で会計を分けることが可能な場合になります。

Q11: 同日に同じ店に複数回行った場合はその都度スタンプを押してもらえますか？

A11: 来店1回につき1スタンプ(※「新型コロナ対策推進宣言の店」の場合は2スタンプ)なので、1日のうちに複数回来店(その都度 1,000 円以上のご利用)されれば、その度に押印されます。

Q12:スタンプは全て別々の店で押してもらわないとダメか？(同一店舗を複数回利用しても構いませんか？)

A12:同一のお店を複数回利用しても構いません。

Q13:スタンプカードの最終ご来店日とご来店名は何を記入するのか？

A13:20個目のスタンプを押印してもらったお店で、その店舗名、来店日を記入してもらえます。

Q14:スタンプカードにご来店名記入欄があるが、1店舗しか使えないのか？

A14:1店舗ではなく、チラシ裏面にある全ての店舗を利用できます。来店名記入欄は、Q13のとおりです。

Q15:1回の支払いが1,000円未満だったが、その時点で買い忘れ等で追加の買物をして、合算で1,000円以上になった場合は？

A15:1回の来店のうちであれば、その旨をお店の方に伝えていただき押印してしてもらってください。

Q16:1回の支払い時に1,000円ごとに会計を分けて、その度にスタンプを押してもらえますか？

A16:1来店1回の押印が原則であるため、1回の支払いを分けて複数押印してもらうことはできません。

Q17:会員証を忘れた場合は？

A17:本事業においては、会員証を忘れた場合でも、スタンプカードの押印はしてもらえます。(ただし、指定割引店の通常サービス提供はできないこととなります。)

Q18:スタンプカードを忘れた場合は？

A18:スタンプカードを忘れた場合は、レシート等に押印してもらい、後日、そのレシートを提示してスタンプカードに押印してもらってください。

Q19:A店での買物時にスタンプカードを忘れたためレシートに押印してもらったものを、B店での買物時にA店のレシート分もスタンプを押印してもらえますか？

A19:A店以外での押印はできません。レシートの発行された店でスタンプを押印してもらってください。

Q20:1,000円以上の支払いにつきスタンプ1個とありますが、10,000円の買物をして1個だけですか？

A20:はい。今回の事業は、会員の皆さんに多くの協力店を何回も利用していただくことが目的のひとつでもあるため、10,000円の場合でも押印は1個となることをご理解願います。

Q21:会員1人につき、スタンプカードは何枚まで利用できますか？

A21:会員1人につき1枚までです。

Q22:スタンプカードを紛失してしまった場合は？

A22:飯田勤労者共済会のホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は共済会事務局(0265-52-6566)までご連絡ください。(紛失された場合は、それまで押印されたスタンプは失効となります。なお後日、紛失したスタンプカードが見つかった場合は新旧どちらかのカードが対象となります。)

Q23:スタンプカードが汚損等によりスタンプ数の確認が難しい場合は？

A23:汚損したカードを持って共済会事務局へお越しください。それまで押印されたスタンプで確認可能なものは有効として新しいカードに押印してお渡します。

□協力指定割引店に関すること

Q24:「新型コロナ対策推進宣言の店」はどこですか？

A24:当事業の案内チラシ裏面をご覧ください。★印の付いている店が「新型コロナ対策推進宣言の店」となります。店舗入り口など、わかりやすい場所に「新型コロナ対策推進宣言の店」のステッカー等が掲示されていますのでご確認ください。なお、チラシ発行後に「新型コロナ対策推進宣言の店」になった場合など、最新の情報は、共済会ホームページ等に随時掲載されていますのでご確認ください。

【事業実施期間:令和3年5月1日(土)~令和4年2月28日(月)】